

千葉県とイオン株式会社との包括提携協定

千葉県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に向けて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、千葉県の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域経済団体の活動への積極的な協力及び参画に関する事
- （2）千産千消の推進・千葉県産品の販売促進に関する事
- （3）災害対策・防災・防犯に関する事
- （4）商業・観光の振興に関する事
- （5）企業立地支援に関する事
- （6）健康増進・食育・食の安全に関する事
- （7）子育て支援・青少年の健全育成に関する事
- （8）環境保全・緑化推進に関する事
- （9）高齢者・障害者の支援に関する事
- （10）教育・文化・スポーツの振興に関する事
- （11）交通安全対策に関する事
- （12）県政情報の発信に関する事
- （13）ICカードを活用した地域振興に関する事
- （14）その他地域活性化及び県民サービスの向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成24年 2月14日

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

甲 千葉県

千葉県知事 森 田 健 作

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

乙 イオン株式会社

代表執行役社長 岡 田 元 也